

滋賀県立琵琶湖博物館リーフレット広告募集要項

1 概要

この要項は、滋賀県立琵琶湖博物館が発行する来館者用リーフレットに掲載する団体・企業等の広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 広告媒体の概要

- (1) 名 称 滋賀県立琵琶湖博物館リーフレット
- (2) 掲載期間 平成 30 年 8 月 1 日(水)から平成 31 年 3 月 31 日(日)
- (3) 規 格 400mm×220mm (四つ折り)、全頁フルカラー
- (4) 配布数 配布予定数 180,000 枚
*平成 29 年 8 月から平成 30 年 3 月 配布実績 約 185,000 枚
- (5) 配布先 琵琶湖博物館の来館者用リーフレット
- (6) 発行元 琵琶湖博物館

3 広告の規格

- (1) 広告の掲載位置 リーフレット裏表紙
- (2) 広告スペース 縦 90mm×横 70mm
- (3) 広告枠数 1 枠
- (4) 色 カラー

4 広告掲載料

108,000 円 (税込) 以上

5 広告および広告主の要件

掲載できる広告および広告主については、「滋賀県広告等事業実施要綱」および「滋賀県立琵琶湖博物館リーフレット広告掲載基準」を参照してください。

6 申込方法等

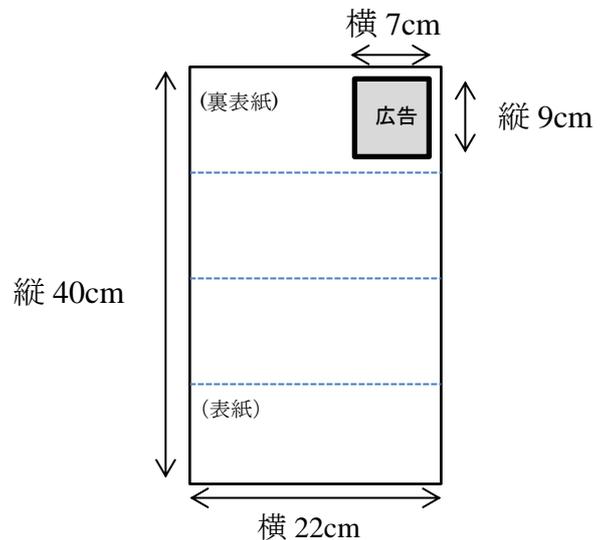
広告の掲載を希望される方は、応募締切日までに「滋賀県立琵琶湖博物館リーフレット広告掲載申込書」および広告原稿の案を琵琶湖博物館へ持参または郵送してください。

7 応募締切日

平成 30 年 7 月 4 日 (水)

※申込書を持参する場合の受付時間は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までです。

※郵送の場合は、同日午後 5 時までの必着とします。



8 広告掲載の可否の決定

- (1) 申し込みのあった団体・企業および広告内容の適格性について、「滋賀県広告等事業実施要綱」および「滋賀県立琵琶湖博物館リーフレット等広告掲載基準」に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館広告等選定委員会において審査します。
- (2) 広告掲載に適すると認められる申込が2以上となった場合は、広告掲載料の見積金額が、県が定める予定価格以上かつ最も高額である者を広告主として決定します。
- (3) 前号の結果、最高の見積金額が2以上ある場合は、抽選により決定します。

9 申込者への通知

広告掲載の可否は、申込者全員に通知します。

10 広告原稿の入稿

広告原稿は、あらかじめ琵琶湖博物館と協議のうえ、概ね広告掲載通知後5営業日までに完全データにて琵琶湖博物館へ納品してください。

11 広告掲載料の請求等

広告掲載期間開始後、一月を期限として広告掲載料を請求します。

12 申し込み・問い合わせ先

滋賀県立琵琶湖博物館

〒525 - 0001 草津市下物町1091番地

電話 077 - 568 - 4811 E-mail de52@pref.shiga.lg.jp